

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 2月 19日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0235号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（交付）工事（防雪）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか。</p> <p>2. 特記仕様書第24章に記載の三者協議会の目的は、工事設計意図の情報共有を図るものであり、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に明記されている設計変更を目的とした設計変更三者協議とは異なるという理解で良いですか。</p> <p>3. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に基づく受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で良いですか。</p> <p>4. 前工事である場所打ち杭の施工に遅れが生じた場合は、「工事一時中止ガイドライン」に基づく適正な事務処理が行われるという理解で良いですか。</p> <p>5. 特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっていることから、図面番号23/30の「仮設工図（1）」及び図面番号24/30～25/30の「親杭横矢板一般図（1）と（2）」、の図面タイトルには任意仮設の際に明記すべき「（参考図）」の表記が無くとも任意仮設であると理解しますが、H鋼杭や鋼矢板の施工に際し、地質（換算N値）の変更等により設計書で示された施工機械で施工できない場合の施工機械の変更は、当初明示した条件の変更該当することから設計変更の対象となるという理解で良いですか。</p> <p>6. 本工事費内訳書 頁 0-0013 施工第 0-0038 号表 仮設材の運搬費の運搬質量は片道分151.500tと計上、施工第 0-0039 号表 仮設材等の積込み、取卸し費は片道分75.750tと計上されています。残りの75.750t分の積込み、取卸し費は計上されていないと考えてよいですか。</p>	

回 答 事 項

1. ご認識のとおりです。
2. 本協議会は、設計変更を目的とした設計変更三者協議も含まれます。
3. ご認識のとおりです。
4. ご認識のとおりです。
5. 現地の地質条件を考慮し施工機械の変更が必要と認められた場合、福島県工事請負契約約款第18条に則り協議の対象とします。
6. ご認識のとおりです。75.75t は、現地に存置としております。